第明三治十種二五郵年便三物月認三可十一日

④　管財人又は更生会社は、リース期間満了前においても随時リース物件を担保権者に返却することが出来る。この場合、当該担保権者は、その責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。

2　存続しない担保権

更生会社の財産上に存する担保権で、前項に存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権（別表12「消滅する担保権一覧表」記載の担保権を含むが、これに限らない。以下「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定のときにすべて消滅する。

存続しない担保権の担保権者は、当該担保権について担保権設定登記又は登録がある場合は、当該設定登記又は登録の抹消手続をする。この場合、存続しない担保権にかかる担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第２節　登記等の費用

資産の売却・処分代金から不動産売却に必要な費用として控除する場合及び更生担保権者に代物弁済する場合を除き、本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は更生会社が負担する。

第６章　弁済資金の調達方法と予想超過収益金の使途

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、スポンサーからの出資金及び融資金、並びに、営業収益金、不動産その他資産の売却代金、手持ち資金等を以てこれに充てる。

第２節　予想超過収益金の使途

更生期間中に予想超過収益が生じた場合には、運転資金及び事業上の必要な資金に充て、さらに余裕があるときは、裁判所の許可を得て、第３章第４節５の定めに従い繰上げ弁済を行うことが出来るものとする。

第３節　共益債権とその弁済方法

1　支払共益債権

更生会社が更生手続開始決定日の翌日（平成21年６月17日）から平成21年12月31日までに支払った共益債権は、別表15「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおり、総額約60億円である。

2　未払共益債権

更生会社の平成21年12月31日現在の未払共益債権は、別表15「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおり、約34億円である。

3　弁済方法

前記未払共益債権及び平成22年１月１日以後更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金、不動産その他資産の売却代金、手持ち資金等を以て随時弁済する。

第７章　会社の措置

第１節　株主の権利の変更

1　更生会社による全株式の取得と消却

更生会社は、本章第２節の定めに従って発行される募集株式にかかる出資の履行がされた日（以下「募集株式効力発生日」という。）に、更生会社の発行済み株式7344万7700株（普通株式7224万7700株、Ａ種優先株式120万株）全部を無償取得し、同日、その全部を消却する。なお、第１回円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、期限の利益の喪失によって平成21年11月25日に消滅したことを確認する。

2　資本金の額の減少

更生会社は、その資本金の額208億3404万8050円全額を減少する。但し、その減少の効力は、募集株式効力発生日において生じる。

3　資本準備金の額の減少

更生会社は、その資本準備金の額206億0084万3410円全額を減少する。但し、その減少の効力は、募集株式効力発生日において生じる。

第２節　募集株式の発行

更生会社は、次のとおり募集株式を発行する。

①　募集株式の種類：普通株式
②　１株の払込金額：５万円
③　募集株式の数：100,000株
④　募集株式と引換えにする金銭の払込期間：更生計画認可決定確定日から３ケ月以内
⑤　増加する資本金及び資本準備金に関する事項：
増加する資本金　25億円
増加する資本準備金の額　25億円
⑥　募集株式は、下記の者に割当てる。
レノ社又は同社の完全子会社のうち、管財人が裁判所の許可を得て定めた者。

第３節　管財人による募集株式の発行

1　管財人は、裁判所の許可を得て、後記第６節による変更後の定款第６条に定める発行可能株式総数に満つるまで募集株式を発行することが出来る。

2　管財人は、裁判所の許可を得て、種類株式の発行、発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数について変更後の定款をさらに変更したうえ、募集株式を発行することが出来る。

3　前記１又は２の場合における募集株式の割当ては、株主総会の特別決議を経ることなく、裁判所の許可を得て、管財人が行う。

第４節　配当の制限

会社更生手続中は、株主に対する配当を行わない。

第５節　株式の譲渡

取締役会は、会社法第136条又は同第137条の規定による譲渡の承認の請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。この場合に管財人が意見を述べるには、裁判所の許可を得なければならない。

第６節　定款の変更

更生会社は、定款の一部を別表14「定款変更表」記載のとおり変更する。但し、定款第６条の変更は、募集株式効力発生日に効力を生ずるものとする。

第７節　役員の選任

1　役員等の選任

役員等を次のとおり選任する。

⑴　取締役
水上　博和
松本　　健
赤根　　豊
田村　　守
三浦　恵美

⑵　監査役
中島　章智

⑶　会計監査人
監査法人五大

2　代表取締役の選定

次の者を代表取締役に選定する。
東京都品川区北品川四丁目８番14―201号
水上　博和

3　取締役、監査役及び会計監査人の任期

前記の取締役、監査役及び会計監査人の任期は、更生計画認可決定日から１年、又は、更生計画認可決定日から１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までの何れか短い期間とする。

4　役員等の変更、補充又は増員

前記３の任期内に役員等の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任又は選定する。但し、変更又は補充により選任又は選定された役員等の任期は前任者と同一期間とし、増員により選任又は選定された役員等の任期は、他の役員の残任期間と同期間とする。

上記期間内に更生手続が終結した場合には、本章記載の変更後の定款及び会社法の規定による。

第８章　その他の事項

会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。

別表１から16まで添付省略

以上

東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第２７号

東京都目黒区目黒２丁目10番11号
更生会社　株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産

1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。